

## 広島県公安委員会告示第 45 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 23 年 6 月 2 日

広島県公安委員会

委員長 水 野

勝

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
1S0231	告示の日 (平成 23 年 6 月 2 日) から 3 年間	回胴式遊 技機	ミルキーマーチ	株式会社パイオニア 代表取締役 野口 三次 (大阪府東大阪市長田中一 丁目 4 番 6 号)	左同
1P0210	同上	ぱちんこ 遊技機	CR 鉄火ばあば	株式会社アムテックス 代表取締役 町田 徹 (群馬県伊勢崎市香林町二 丁目 1818 番地)	左同
1S0346	同上	回胴式遊 技機	探偵物語 TURBO/Y	株式会社オリンピア 代表取締役 兼次 民喜 (東京都台東区東上野二丁 目 11 番 7 号)	左同